

青森県低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「審査機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関が交付する適合証
- 二 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む建築物にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 三 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む建築物にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 四 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- 五 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月4日経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱの第2に該当する場合にあっては、建築環境総合性能評価システム「C A S B E E」に基づく環境効率B E EのランクがA以上であること又はライフサイクルC O₂（温暖化影響チャート）のランクが☆☆☆以上であることを示す計算書
- 六 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し
- 七 その他所管行政庁が必要と認める書類

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第41条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前条第1号に掲げる適合証を添付する場合にあっては、各種計算書
- 二 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないときは、当該図書
 - イ 前条第2号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ロ 前条第3号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定しない旨の通知)

第5条 地域県民局長は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項の認定の基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請を行った者は当該申請を取り下げようとするときは、取下書（第2号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(建築完了等の報告)

第7条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合は第3号様式、建設工事の施工者による書類を添付する場合は第4号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(新築等の取りやめ)

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる場合は、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（第5号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(記載事項等の変更)

第9条 認定建築主は、法第55条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、記載事項等変更届（第6号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(取消通知)

第10条 知事は、法第58条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消す場合は、認定取消通知書（第7号様式）により認定建築主に通知するものとする。

(報告の徵収)

第11条 知事は、法第56条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、低炭素建築物の状況報告書（第9号様式）を知事に提出するものとする。

(改善命令)

第12条 知事は法第57条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。